

人		口		世帯数
総数	男	女		
(+94)	(+47)	(+47)		(+17)
49,336	23,429	25,907		12,084

( )は前月との比較

## 交通補導中の事故に見舞金制

市は、街頭で子どもたちの交通補導に当る父兄が、補導中、万一交通事故に遭った場合、見舞金を贈ることにし、このほど「交通補導員交通災害見舞金支給規則」を決め、9月1日から施行しました。これによって、市が委嘱している交通指導員(定員50人)が、公務災害補償条例によって守られているのに対し、同じ業務にたずさわる、その他の補導員が無防備という不公平がなくなりました。

この見舞金支給の対象となるのは、次にかかげる公共的団体から委嘱された交通補導員が、委嘱者が定めた時間内に、通園、通学中の園児、児童および生徒などの交通補導に当っていて、危害を受け死亡したり、負傷したり、からだに障害が残ったりした場合です。

- 【公共的団体】
- (1)市内の地区交通安全補導対策協議会
  - (2)鳥栖市立小・中学校のPTAおよび育友会
  - (3)市内の幼稚園および保育所の保護者会および育友会等
  - (4)市内各町の子どもクラブ
  - (5)その他前記各号に類する団体で市長が必要と認めるもの。

これらの公共的団体等は、交通補導員を委嘱したら、委嘱報告書を市役所環境課に提出することになっています。

### 殉職者見舞金

金額	100万円
----	-------

### 身体障害者見舞金

障害の等級	金額
1級	100万円
2級	90万円
3級	80万円
4級	70万円
5級	60万円
6級	50万円
7級	45万円
8級	40万円
9級	35万円
10級	30万円
11級	25万円
12級	20万円
13級	15万円
14級	10万円

障害の等級等の決定は、地方公務員災害補償法による

### 負傷者見舞金

負傷の等級	金額	摘要
1級	5万円	治療日数が90日以上の場合
2級	2万円	治療日数が30日以上90日未満の場合
3級	5000円	治療日数が7日以上30日未満の場合
4級	2000円	治療日数が7日未満の場合

## 生けがきを増やそう

家の新築や改築のときは、ブロックべいでなく、生けがきを作るようにしましょう。街のみどりが増え、わたしたちの心をなごやかにしてくれます。生けがきにふさわしい木や、手入れなどについては、市環境課緑化係にご相談ください。

## みんなで老後を考えよう

9月15日の敬老の日を初日として、9月21日まで、老人福祉週間です。ことしは老人福祉法制定10周年を迎え、すべての人が老後への理解を深め、健康で生きがいのある社会を築こうと、「みんなで老後を考えよう」をスローガンに運動を進めることになっています。特に次の4点が重点項目です。

- (1)孤独死老人ゼロ運動をすすめる。
- (2)老後のくらしの安全と健康を高める運動を進める。

- (3)老人のための住みよい生活環境づくりを進める。
- (4)生きがいのある老後のための条件づくりを進める。

## 敬老の贈物

市は、敬老の日の記念に、例年のとおり高齢者10人と米寿(88歳)の人に贈物をします。高齢者には衣類、米寿の人には金杯。また各地区で行われる敬老会には1人600円の補助金があり、贈物と補助でおよそ157万円の予算。このほか社会福祉協議会も、老人クラブ加入の人にタオル1本づつを贈ります。

## 植月さんは写真をプレゼント

植月恭介さん(曾根崎町)は、昨年の敬老の日、市内の高齢者10人の写真をもってプレゼントしましたが、ことしも、さらに6人の写真を作り、福祉事務所を通じてそれぞれ贈りました。

## 詠進歌受けはじまる

昭和49年歌会始の詠進歌は9月1日から10月11日まで宮内庁に出すことになっています。49年のお題は「朝」。くわしい詠進要領は市役所総務課庶務係にありますのでおたずねください。

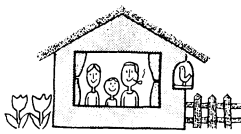
## ゴミくり上げ収集

9月24日(月)は、祝日くり下げの休日です。ゴミ収集も休みます。このため、24日(月)の収集地域の分は、22日(土)にくり上げて集めます。

10月1日には、全国的な規模で住宅統計調査が行われます。

わが国の経済社会の発展は目ざましく、国際的にも大きな力をつけてきましたが、社会開発、とくに住宅に関してはまだまだ満足できるような状態ではなく、社会的にも大きな問題となっています。政府や都道府県では、住宅問題の解決に長い間取り組んできており、住宅建設計画、地域開発計画、生活環境整備などを立案し実施してきました。最近では住宅の数はほぼ満足されつつあるといわれていますが、新しい住宅問題として、住宅の質の向上、住宅をとりまく環境の整備などが要求されています。

住宅統計調査は、住宅に関するいろいろな問題を解決するための施策に必要な基礎資料を得るために、昭和23年以来5年ごとに行われている調査で、今回の第6回調査では、住宅や世帯の居住状況についての基本的な事項に加えて、一人一室がみられているかどうかといったこと、住宅の環境に関することを新たに調べることにしています。



## 10月1日 住宅統計調査

### 全国で440万世帯を対象

この調査は、くじ引きの方法によって選ばれた全国で約440万世帯を対象とする大規模な調査で「住宅の国勢調査」ともいわれる調査です。このため、約8万6000人の調査員が調査にあたることになっています。

調査は、10月1日現在で全国いっせいに行われますが、その前に調査員が調査票を各世帯に配り、10月1日以後再び各世帯を訪問し、世帯で記入していただいた調査票を取り集めることになっています。この調査票に書かれたことは、統計を作るためだけに使い、そのほかの目的

に使うことはありませんから、すんでご協力くださるようお願いいたします。

### <鳥栖市の調査員さん>

- ・初村六郎(總田町)・玉田次郎(本鳥栖町)・久光ナツエ(専売公社住宅)・西山政吉(大正町)・高尾滋子(本町)・井上達(京町)・松隈憲(元町)・久保清吉(東町)・篠原茂一郎(今泉町)・藤崎武(藤木町)・大石恒造(真木町)・松田成一(高田町)・増田敬子(幸津町)・香月紀子(村田町住宅)・齊藤幹郎(江島町)・田中小枝子(横徳町住宅)・池尻真弓(下野町)・橋崎俊一(山浦町)・木下龍六(立石町)・山崎君子(養父町)・松隈閑蔵(宿町)・倉地節子(布津原町)・権藤幸次郎(神辺町)・坂本サヨ子(萱方町)・山内日吉(田代大官町)・松尾勝次(田代外町)・田代外町住宅)・鳥飼紀文(横崎町)・寺門加一(酒井西町)・尾川清松(酒井東町)・大石太(水屋町)・中川原松一(桜町)・高尾ヨシエ(原町)・井上義雄(曾根崎町)・木塚トミ子(神辺団地)



# あなたの歩きかた、

9月21日から9月30日までは、秋の全国交通安全運動期間。交通安全は、だれもが交通規則を守ること、から始まります。そこで今回は、特に歩行者

と自転車に乗る人の基本的な規則を、おさらいしたいと思います。あなたの歩き方や自転車の乗りかたに間違いはないでしょうか。

## 歩行者の心得

歩行者は次のことからしっかり守りましょう。うば車、三輪車などの小児用の車や身体障害者用の車いすで通行している人や自動二輪車、自転車を押して歩いている人も歩行者と同じです。

### 通行区分

(1)歩道やその幅がおよそ1.5m以上ある路側帯のある道路では、その歩道や路側帯を通らなければなりません。しかし道路工事などで埋れないときは、車道を通ることができます。

(2)歩道も路側帯もない道路や路側帯の幅が1.5mにも足りない狭い道路では、道路の右端を通らなければなりません。しかし、右側がけになっていて右端を通ることが危険な場合や、すぐ近くに行くのに右端を通ると横断をくり返すことになり、かえって危険な場合は、左端を通ることができます。

(3)旗、プラカードなどを持った100人以上のデモの隊列などは、歩道があっても車道の右端（警察官が指示したところでは左端）を通らなければなりません。また、学生生徒の行列なども、車道の右端を通ることができます。しかし、どちらの場合でも自転車道を通ることはできません。

(4)歩行者用道路や、車がいれない構造の地下道などでは、歩行者は、通行方法に制限なく自由に通行することができます。この場合でも、歩行者用道路では、とくに通行の認められた車を通ることがありますから、注意しましょう。

(5)標識や警察官の指示によって、歩行者の通行が禁止されている道路や高速自動車国道や自動車専用道路に入ってはいけません。

### 横断のしかた

(1)横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また横断歩道橋や横断用地下道が近くにある

ことしの春、釜里小学校の交通公園で

ところでは、必ずその施設を利用しましょう。これらのものがないと

ころでは右左の見とおしきとくころで、車のとぎれたときを選んで横断しましょう。

(2)横断する前には、必ず立ち止まってまず右を見て、次に左を見て、さらにもう一度右を見て安全を確認しましょう。いきなり道路にとびだすことは、たいへん危険です。また、車のすぐ前やすぐ後ろを横切っただけではありません。その車にかかれる危険があるだけでなく、車のかげになって見えにくい別の車にもひかれるおそれがあります。

(3)車がくる道路を横断するときは、手をあげて合図をし、車が止まったのを確かめてから横断しましょう。

(4)道路を斜めに横断してはいけません。しかし、交差点で車に對する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているところでは、歩行者用の信号に従って斜め横断など自由な横断ができます。

(5)「歩行者横断禁止」の標識やガードレールなどがあるところでは、横断してはいけません。

(6)信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。信号が変わりそうなどは無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

(7)歩行者用の信号の青の点滅は、黄信号と同じ意味です。青の点滅になったら横断を始めてはいけません。

### 踏切の通りかた

(1)踏切の手前では必ず立ち止まって、右左の安全を確認しましょう。一方からの列車を通りすぎても、すぐ反対方向から別の列車がくることがありますから注意しましょう。

(2)警報機が鳴っているときや、しゃ断機が降り始めてからは、踏切に入ってはいけません。腕木が半分になっている半しゃ断機の周をぬって渡ることもいけません。列車は自動車よりずっと速度がはやいので、速くの方に見ても渡るのは危険です。

(3)警報機が鳴っていないときや、しゃ断機が降りていないときでも、機械が故障している場合がありますから、必ず安全を確認してから渡るようにしましょう。

(4)夜間は、歩行者から自動車のライトが見えても、運転者から歩行者がよく見えないことがあります。とくに雨などでアスファルトの路面がぬれているときは歩行者が見えにくくなりますから注意しましょう。

### 夜間や雨の日などの通行

(1)夜間は、歩行者から自動車のライトが見えても、運転者から歩行者がよく見えないことがあります。とくに雨などでアスファルトの路面がぬれているときは歩行者が見えにくくなりますから注意しましょう。

(2)夜になると運転者も疲れてきて、注意力や視力が低下したり、居眠り運転などの危険な運転が多くなったりします。また、歩行者も自動車のスピードやその遠近がよくわからなくなります。横断するときや自動車とすれ違う場合は、昼間に比べていっそう注意しましょう。

(3)夜間は、道路の中央付近にいる歩行者は、両方からくる自動車のライトで運転者から瞬間的に見えなくなることがあります。そのような場所で立ち止まらないうちから歩行者は、なるべく明るい目だつ色のものにしましょう。また前が見えにくくなるようなかさのさし方は、危険ですからやめましょう。

(4)雨の日などは、視界が悪くなりますから、レインコートなどの服装は、運転者から見やすいように、なるべく明るい目だつ色のものにしましょう。また前が見えにくくなるようなかさのさし方は、危険ですからやめましょう。

(5)雨の日などは、路面がすべるために自動車の停止距離が長くなったり、歩行者もころびやすくなったりして危険ですから、無理な横断やとび出しをしないように注意しましょう。

### 子どもや身体の不自由な人の安全

(1)目の見えない人や目が不自由な人は白か黄のつえを持って歩かなければなりません。身体が不自由で歩行が困難な人もこれらのつえを持つことができますがその他の人は、持って歩いてはいけません。

(2)子どもや白か黄のつえを持った人が道路や踏切などを横断しようとしているときは、そばにいる人は、安全に横断できるようにしてあげましょう。

(3)母親などの保護者は、子ども、特に幼児に「必ずいったん立ち止まり、右を見て、左を見て、もう一度右を見て安全を確認する」という正しい横断のしかたが習慣となるようにくり返し教えましょう。また、みずからも交通規則を守り、手本を示すようにしましょう。

(4)子どもを連れて道路を歩くときは、保護者が車の通るのを歩きましょう。幼児は、興味のあるものや知っている人を見かけると、いきなり道路にとび出すことがありますから、しっかり手をつなぎ幼児から目をはなさないようにしましょう。保護者が買い物や立ち話に夢中になっているときなどがたいへん危険です。また幼児が道路の向こう側にいるときは呼びかけないなどの細かい心づかいが必要ですよ。

(5)バスやタクシーなどに乗るときは、子どもを先に乗せ、降りるときは、保護者が先に降りるようにしましょう。

(6)保護者は、交通量の多い道路や踏切の付近で子どもを遊ばせたり、幼児をひとりで歩かせたりしてはいけません。子どもがこれら場所で遊んでいるときはそこに居合わせた人は、声をかけてすぐやめさせるようにしましょう。

(7)子どもが遊びに出るときは、保護者の許しを受ける習慣をつけさせましょう。あまり遅くへ行ったり、暗くなるまで遊んだりしないように保護者がよく注意しましょう。

(8)子どもの服やき物は、できるだけ活動しやすいものにし、またなるべく明るい目だつ色のものにしましょう。

(9)子どもを幼稚園や学校に送り出すときは、早めに、また忘れ物をさせないように気をつけましょう。期間ギリギリに家を出て先を急いだり、忘れ物をしてあわてるとなったりするときに事故を起こしかちです。

### 自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別な場合はほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、とくに次のことから注意しましょう。

### 自転車の正しい乗りかた

- 1 乗ってはいけな場合
  - (1)酒を飲んだときや非常に寝られているときは、乗ってはいけません。
  - (2)サドルにまたがったときに、足先が地面につかないほど大きな自転車には乗らないようにしましょう。
  - (3)交通量の少ない場所でも二人乗りは危険ですからやめましょう。交通量の多い道路では、二人乗りをしてはいけません。
  - (4)かさをさしたり、物を手やハンドルにさげたりして乗るのはやめましょう。



# 自転車の乗りかたは満点？

秋の全国交通安全運動

9月21日～9月30日

自転車に乗りながら犬を引くのも危険です。

(5)げたやハイヒールをはいて乗らないようにしましょう。

## 2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検しましょう。

(1)サドルは、しっかりと固定されており、また、またがってハンドルを持った場合、両足先が軽く地面にとどき、上体が少し前に傾くよう調節されているか。

(2)ハンドルは、前の車輪と直角にしっかりと固定されているか。

(3)ペダルがまがっているなどのために足がすべるとおそれはないか。

(4)ブレーキは、前、後輪ともよくきくか。

(5)警報器は、よく鳴るか。

(6)前照灯は明るいか。

(7)方向指示器のある場合は、よく働くか。

(8)尾灯や反射器や反射テープは、よごれていないか。

## 3 荷物の積載

自転車に荷物を積むときは、片寄らないようにしっかりと固定するとともに、次

の制限をこえないようにしなければなりません。

重さ	30キログラム
高さ	地上から2倍
横幅	荷台の左右からそれぞれ15%
長さ	荷台の長さの30%を加えた長さ

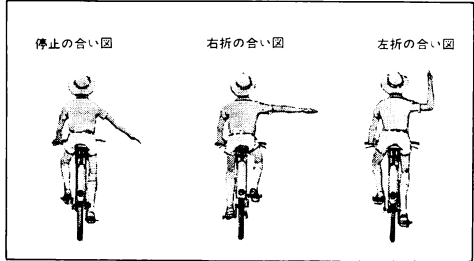
## 4 正しい発進と乗りかた

(1)自転車に乗るときは、見とおしのきく道路の左端で、後方と前方の安全を確認のち、発進の合い図(右側の方向指示器を操作するか手のひらを下にして右腕を横に水平に出すこと。)を行ってから発進しましょう。

(2)両手でハンドルを確実に握って運転しましょう。合い図をする場合のほかは片手運転をしてはいけません。

(3)停止するとき、安全を確認のち、停止の合い図(右腕を斜め下に出すこと)を行い、静かに後輪ブレーキをかけてじゅうぶん速度を落としながら、道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

(4)自転車は、できるだけ路上に置かないようにしましょう。✓



では、できるだけ横断歩道を利用し、自転車を押して渡りましょう。横断歩道がないところでは、右左の見とおしのきくところを選んで、車のとぎれたときに渡りましょう。

(5)交差点や踏切の手前などで停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、おしの車の間をぬって前へ出たりしてはいけません。

## 4 交差点の通りかた

(1)信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確認しなければなりません。

イ 交通量の少ないところでも、いきなりとび出さないで、安全をじゅうぶん確かめ、速度を落とし通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときはとくに危険ですから、できるだけ一時停止をして安全を確かめましょう。

(2)右折するとき、後方の安全を確認め、早めに左折の合図(左側の方向指示

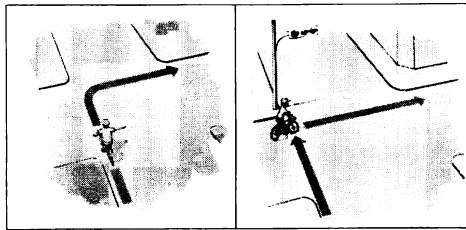
器を操作するか右腕をひじから垂直に上に立てる)を行ってできるだけ道路の左端に沿ってじゅうぶん速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意してまがらなければなりません。

(3)右折は、次の方法でしなければなりません。

ア 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確認め、右折の合い図(右側の方向指示器を操作するか、手のひらを下にして右腕を横に水平に出すこと)を行い、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、じゅうぶん速度を落としまがらなければなりません。

イ 交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって向きを変え、右折する方向の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。



## 安全な通行

### 1 通行区分

(1)道路工事などの場合のほかは、車道の左端に沿って通らなければなりません。

(2)自転車は、路側帯を通ることができません。しかし、歩行者の通行に非常な妨げとなるところや白の2本線の標識がある場合には通れません。

(3)自転車は、歩道を通ってはいけません。しかし、「自転車および歩行者専用」の標識があるところは歩道を通ることができます。

(4)自転車道があるときは、道路工事などで通れない場合のほかは、自転車道を通らなければなりません。

### 2 歩行者に対する注意

(1)路側帯や歩道や歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないように注意し、とくに歩行者用道路では、じゅうぶん速度を落としなければなりません。

(2)停車中の自動車のそばを通るときは急にドアが開いたり、自動車のかげから歩行者がとび出したりすることがありますから、注意してじゅうぶん速度を落としましょう。

(3)子どもがひとり歩きしているときや白か紫のつえを持った人が歩いているときは、危険のないように一時停止するかじゅうぶん速度を落とすようにしなければなりません。

### 3 安全な走りかた

(1)道路の状況や車のかみくみ、天候状態などを考えて、つねに安全な速度と方法で走らなければなりません。

(2)車や路面電車のすぐ後ろに続いたりまた、それにつかまって走ったりしてはいけません。

(3)他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争したりしてはいけません。しかし「並進可」の標識のあるところは、2台まで並んで走ることができず。

(4)横断や転回は、交通量の多いところ

## その他注意すべきこと

(1)踏切では、一時停止をし、安全を確認しなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

(2)夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前からくる車のライトで目くらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通りすぎるのを待ちましょう。

(3)路側帯に乗りついているところや風雨が強いときは、自転車を押して通りましょう。

(4)走行中、ブレーキやライトなどが故障したときは、自転車を押して歩きましょう。

前号訂正 とす市報9月1日号2ページ、「ちえ連れの子に理解と援助を」の執筆者名、久保信は久保山福の誤りでした。訂正しておびじます。

## 危険物の取扱者試験

48年度第2回佐賀県危険物取扱者試験が次の要領で行われます。

- (1)試験の種類 甲種、乙種全類、丙種
- (2)試験の日時 11月11日(日)午前9時
- (3)試験の場所 佐賀県谷学園
- (4)願書等請求 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部
- (5)願書提出先 佐賀県庁 総務部防災課
- (6)願書受付 9月25日～10月2日
- (7)受験準備講習会

ア 日時 10月11日・12日  
午前9時～午後4時  
イ 場所 鳥栖市役所大会議室

# 住宅の入居者募集

## 市営住宅の補充入居者

市は市内全団地の第一種市営住宅の補充入居者を募集します。

### 募集要領

●申込受付期間 9月20日～9月29日  
(日曜、祝日は休み。土曜日は午前中)

●抽選日時および場所  
10月12日 午前10時から市役所2階第5会議室

### 入居申込者の資格

(1)現に住宅に困っている人。(2)現に同居または同居しようとする親族があること。事実上結婚関係と同じ事情にある人や婚姻の予約者も親族にはいる。(3)市内に居住している人または市内に勤務場所のある人。

●所得制限 入居資格の一要件として所

得制限があります。

### 申込方法及び受付場所

市役所建設課に用意している申込用紙に必要事項を記入し、給与所得証明書または市町村で発行する所得証明書、住民票謄本を添えて、同課に出してください。親族が婚約者の場合は婚約証明書および所定の誓約書を添えてください。

### 選考方法 公開抽選

## 県営住宅の入居予備者

鳥栖土木事務所は、市内にある県営住宅の入居予備者を募集します。10月15日以後、退居者があり次第、順位に従って入居できることとなります。

### 募集要領

### 住宅の種類と募集人員

(1)第一種(家賃2300円～7900円)50人

(2)第二種(家賃2000円～4600円)30人

●申込受付期間 9月20日～10月5日

●申込受付場所 鳥栖土木事務所

●申込資格

(1)県内に居住するかまたは県内に勤務先のある人で、同居親族または同居しようとする親族があること。(2)現に住宅に困っている人。(3)収入基準に合致すること。

### 抽選日時と場所

10月12日午前10時、鳥栖市総合庁舎(市内元町)会議室。

●申込み方法 県営住宅入居申込書に次の書類を添えて受付場所に持参すること。(郵送は受付けません)

① 申込前1年間の収入を証する書類(源泉徴収票または市町村長の所得証明書)

② 市町村の住民登録簿本 1通

③ 婚約者については、12月まで結婚することを条件とする。(婚約者は婚約証明書および双方の親の承諾書を添付すること)

## サルスベリの蘇生を喜ぶ

8月24日、市役所農林課にうれしいハガキが届きました。毛筆で「回生の処置もよければ百日紅夏空仰き咲きたるべし」という短歌一首がしたためられ、さらに、市役所前のサルスベリが、手当てのかいあって見事に花を咲かせ、喜びにたえないという意味が書かれていました。投書の主は袖比町一住民。

サルスベリの花は、もう盛りを過ぎましたが、遅ればせながら、その蘇生をひろうし、投書の主に厚くお礼を申し上げます。

### 日曜緑化教室

## 10月からの計画

県農林部が5月から開催している日曜緑化教室の10月以降のスケジュールは、次のとおり決まりました。場所は、佐賀市嘉瀬町森林公園。午前10時から正午までとなっています。講師は県林業試験場や県農業試験場の専門技術員です。

- 10月1日 日曜…庭木類の仕立て方
- 11月1日 日曜…庭木類のふやし方
- 12月1日 日曜…庭木の手入れ
- 1月2日 日曜…花物のつくり方
- 2月1日 日曜…花木類の接木
- 3月1日 日曜…盆栽入門
- 3月3日 日曜…春の庭の手入れと芝生のつくり方

## 無料で調停相談

鳥栖調停協会は、「法の日」週間の行事として、無料調停相談を次のとおり開きます。当日は特に弁護士も出席しますので、たとえば別項のようなことで困った問題があれば、ぜひご相談ください。

▼とき 10月1日(月)  
午前10時～午後3時

▼ところ 中央公民館

▼相談内容の例 親子、兄弟、夫婦間の調整、相続に関すること、資金上のこと、家屋や土地の明渡しのこと、交通事故の問題、境界あらい、商取引のこと。

## 納税組合の届けを早く

48年度の納税組合の届けはお済みでしょうか。届出がすすんでいない組合は、早く届出をしてください。

納税組合は、10世帯以上の納税義務者で組織し、組合の名称、設立年月日、組合員名簿を市税務課に出すだけでよいのです。組合は設立助成金と納税奨励金がもらえます。

くわしくは税務課庶務係におたずねください。電話は ☎3111、内線258。

## 乳幼児の検診

### 乳幼児検診は

右の日どりでを行います。今回の該当者は、昭和47年8月1日から48年7月31日までに生まれた乳児。母子手帳を忘れないようにしてください。

月日	曜	場 所	該 当 地 区
9月17日	月	旭 公民館	旭地区
18日	火	麓 公民館	麓地区(宿町は除く)
19日	水	基里公民館	基里地区、高田町、安楽寺町
20日	木	田代公民館	田代地区(董方町、柳園地、古賀町、神辺団地を除く)
21日	金	中央公民館	轟木町、元町、秋葉町、本町、本鳥栖町、神辺団地
25日	火	中央公民館	藤木町、今泉町、真木町、東町、本通町、中央区
26日	水	中央公民館	京町、専売公社、布津原町、宿町、事業団宿舍、董方町、柳園地、古賀町

※受付時間は午後1時30分から2時30分まで。

## 乳幼児の種痘

ことし下半期の乳幼児定期種痘を次のように実施しますので、該当者にもれなく接種させてください。末尾の注意事項をよく守ってください。

●該当者 生後6カ月から24カ月までの乳幼児(昭和46年10月1日～48年3月31日生まれ)

●場 所 中央公民館

●時 間 午後1時30分～2時50分

●日 どり

地区別	接 種 日	検 診 日
基里 麓	10月1日(月)	10月8日(月)
田代、旭	10月2日(火)	10月9日(火)
鳥栖 南	10月3日(水)	10月11日(木)
鳥栖 北	10月5日(金)	10月12日(金)

### 注意事項

- (1)種痘を受ける前に異常のある人は、必ず健康診断を受けてください。
- (2)当日は前もって体温を計っておください。
- (3)接種には必ず保護者がつれてきてください。
- (4)初回の接種は、おそくとも満2歳までには受けさせてください。
- (5)接種の前日は入浴をさせ、清潔な肌着を着せておいてください。
- (6)前もって配布した問診票は責任をもって記入し、接種会場に母子手帳といしょにご持参ください。

## ガン検診

区 分	子 宮 ガ ン	胃 ガ ン
と き	9月27日 10月11日	9月28日 10月12日
と ころ	中央公民館 中央公民館	中央公民館 中央公民館
人 員	120 120	100 100
しめきり	9月21日 10月5日	9月21日 10月5日

ガン予防の検診を次のとおり行います。予定人員を超えたら、期日前でも締め切りますのでご了承ください。申込みは衛生課予防係へ。料 金 250円を検診日にいただきます。

## 郵便局の外務職員募集

九州郵政局は、九州管内および東京、京阪神地区の郵便局に勤務する外務職員(男子)を次の要領で募集しています。

▽九州地区(約350人) 一昭和23年4月2日から同31年4月1日までに生まれた健康な男子(49年3月高校卒業見込みの者を含む)

▽東京地区(約200人) 一昭和13年4月2日から同34年4月1日までに生まれた健康な男子(49年3月中学または高校卒業見込みの者を含む)

▽京阪神地区(約150人) 一昭和23年4月2日から同34年4月1日までに生まれた健康な男子(49年3月中学または高校卒業見込みの者を含む)

〔申込受付〕9月17日～9月29日  
くわしくは鳥栖郵便局におたずねください。

## 市民音楽祭に参加する演奏団体募集

鳥栖音楽連盟(黒田政会長)は、11月3日、第4回市民音楽祭に出演を希望する団体を募集しています。大正町814、音楽事務所へお申込みください。

## 芸能参加希望は社教へ

市民文化祭の芸能大会に出演希望の民謡、邦楽、民謡の各団体は、10月10日までに社会教育課にお申込みください。

## バンド演奏会

9月29日(土)、鳥栖音楽連盟所属のバンド「グランプリ」の第4回演奏会を行います。中央公民館で午後6時から。